

議 長 受付番号第5号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 南 雲 議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第5号、質問議員、第7番 南雲まさ子。件名、誰一人取り残さない町の取組を問う。

要旨。(1) 全国の小・中学校で不登校の児童・生徒が急増し、文部科学省は令和5年3月31日に学びの保障を実現していこうと「COCOLOプラン」を発表しました。これを受けて町の「COCOLOプラン」の今後の取組について伺います。

(2) 地球温暖化の影響で、猛暑による熱中症の被害が心配されます。そこで、熱中症の発生の予防を強化する取組について、町のお考えを伺います。

(3) 発達障害は生まれつき脳の働き方の違いで行動面や情緒面に特徴が表れ、養育者が育児の悩みを抱えたり、子供が生きづらさを感じたりします。そのため、就学前からの支援がとても大事だと言われていますが、町の就学前の支援についてのお考えを伺います。よろしく願いいたします。

教 育 長 南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。1点目の御質問につきましては私から、2点目、3点目の御質問については町長より回答させていただきます。

1点目の御質問ですが、まず、「COCOLOプラン」についてですが、これはカンファタブル カスタマイズド アンド オプティマイズド ロケーションズ オブ ラーニングの頭文字を取ったもので、議員のおっしゃるとおり令和5年3月31日に文部科学省から発表された、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策のことを指します。

主な取組の提言内容といたしまして、1点目は、不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える。2点目は、児童・生徒の心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する。3点目は、学校の風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にする。の3つが挙げられております。

これらに対する松田町の取組といたしまして、まず当町の不登校児童・生徒

数の現状からお話しさせていただきますと、令和元年度は児童9名、生徒8名の計17名、全体児童・生徒数の2.6%。令和2年度は児童9名、生徒8名の17名で2.6%。令和3年度は児童5名、生徒13名の計18名、2.9%。令和4年度は児童4名、生徒10名の計14名、2.3%となっており、ここ数年は不登校の児童・生徒数はほぼ横ばいとなっております。

「COCOLOプラン」に示されている主な取組として、各学校で既に実践していることについて説明をさせていただきます。1つ目の不登校児童・生徒全ての学びの場の確保といった環境整備の側面についてでございますが、現在小・中学校で不登校とされている児童・生徒の半数以上が教育支援センター、通称「ほほえみ教室」に通級し、学校以外に自分の居場所をつくることができっております。ほほえみ教室に通えていない児童・生徒については、学校において保護者と連絡を取り合いながら、定期的に家庭訪問したり、関係機関にも相談できる体制を整えております。また、子育て健康課の児童相談員と連携し、社会とのつながりが絶えないように、個別に対応をしております。

多様な学びの場、居場所を確保する手段としては、現在、町が導入している学習支援システムや学習クラウドを活用し、学校を休んでいる児童・生徒の学びを止めないために、課題を配付、提出するなど、双方向のやりとりをしております。

取組の2つ目である児童・生徒の心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する取組についてですが、日頃から教師のきめ細やかな観察や見守りだけでなく、毎年学校生活アンケートを実施しているほか、今年度よりスクールカウンセラーを1名から2名に増員し、小学校・中学校を定期的に巡回しながら、児童・生徒の心や体の不調の早期発見、教師、保護者も含めた相談活動に取り組み、適切な支援につなげているところでございます。

取組の3つ目である学校の風土の見える化を通して学校をみんなが安心して学べる場所にするのですが、各学校では日々の授業を改善するために研究を進めております。松田中学校では生徒が主役になる授業づくり、松田小学校では他者の意見を受け入れ、折り合いをつけられるよう、温かな話し方や聞き方を大

切にし、寄小学校ではいろいろなつながりを大切にした授業づくりを目指しています。

また、校内の決まりなどについても児童会活動、生徒会活動などを通して子供たちとともに考える機会をつくり、学習・生活面の両面でも対話する機会を設け、子供たち同士のつながりを強くし、自分の居場所づくりができるよう、学校全体で子供たちを支援しているところでございます。

そのほか、「COCOLOプラン」では、いじめ、問題行動に対する毅然とした対応や、障害や国籍の違いにかかわらず、いろいろな個性や意見を認め合う共生社会を学ぶ場の整備などが挙げられております。松田町の学校教育においても、インクルーシブ教育を推進し、全ての子供たちができるだけ同じ場で学習することができるように、学習支援員や介助員を配置しています。

松田町はSDGs未来都市に選定されています。誰一人取り残さないという理念のもと、学校、教育委員会も一人一人を大切にする教育の推進に努めております。今回、文部科学省から出された「COCOLOプラン」も参考にし、今後も一人一人に応じた多様な支援を行っていきける環境整備、より実効性を高める取組を目指していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

町長 それでは、2点目の熱中症の発生の予防を強化する取組の考え方についてお答えをさせていただきます。

近年、熱中症による救急搬送人員や死亡数は高い水準で推移しており、救急搬送人員の年齢区分別の内訳で見ますと、5割以上が65歳以上の高齢者となっております。熱中症は、屋外での活動しているときだけでなく、就寝中など高温多湿の室内でも発症することがあり、重症になると意識障害が起これ、対処が遅れると命を落とす危険があります。搬送された高齢者の多くは、室内でエアコンを使用しないことが原因とされ、新型コロナウイルス感染症予防対策のマスクの着用や外出自粛もその要因となりました。

現在、町では熱中症警戒アラートが発信された際、防災行政無線やあんしんメールを使用して町民に周知をしております。併せて、役場の各課に情報共有

を行い、それぞれの掌握の施設や関係者などに伝達し、町内全域に周知を図っております。

また、熱中症に対する基礎知識や対処法は、「広報まつだ」への掲載、ホームページや回覧による情報発信、医療関係、保育所、障害福祉サービス事業者などを通じた呼びかけ、健診や健康相談の機会を利用するなど周知を図るとともに、令和3年度には高齢者への冷感タオルの配布を実施いたしました。令和5年度の予算につきましては、6月の本定例会において新たに75歳以上の方へ1人5,000円を給付を行い、それ以外の方々についてはプレミアム商品券を活用していただき、恩恵を受けていただければと考えてもおります。それらの事業によって、個々の必要に応じて、例えばエアコンや扇風機の購入をするなど対応ができるよう、補正予算を計上させていただいているところでもございます。

また、今後は経済的支援だけでなく、乳幼児や高齢者に向けたチラシの作成、TVKのデータ放送やLINE、ツイッターなどのSNSを活用した注意喚起、虚弱な高齢者に対しては町と介護事業者が連携して声かけを実施し、民生委員を含む地域全体で高齢者を見守っていくなど、今まで以上に町民の皆様に対し熱中症に対する健康被害を防いでいけるよう、予防の強化を図ってまいります。

続きまして、3点目にお答えいたします。町では母子保健法に基づく1歳6か月児や3歳児に対して健康診査を実施しており、医師、保健師、臨床心理士などが問診や相談の場面でスクリーニングを行い、発達・行動等の課題があると思われる方には親子教室を御案内し、フォローアップを行っております。

また、そのお子さんが抱えている発達の課題に応じて、必要であれば専門医への橋渡しをしていくなど、サポートやアドバイスをしております。

健診の中で専門職として気づきを保護者に伝えても、発達相談などにつながらないケースもあることから、保護者の子育てに対する不安や悩みを抱いている方々のために各種教室を実施して、親と子の療育的な関わり方など、就園前の準備ができるよう、一人一人のお子さんに寄り添いながら、母子ともに健康で安心な子育て環境づくりに取り組んでおります。

就学前にお子さんが発達障害と診断されたり、疑いがあるため保護者が福祉サービスを希望する場合の支援について御説明をいたします。発達障害が発現した際は、就学前からの支援が大切であることは、発達障害者支援法第3条第2項に明記され、国や地方公共団体は早期に就学前のお子さんや保護者に対し、必要な支援が行われるよう規定されております。この法令に基づき、町では発達障害と診断されるなど就学前のお子さんに対し、生活能力の向上や運動能力の向上など、支援が必要な場合、児童福祉法に基づく相談支援、児童発達支援、保育所等訪問支援の3つのサービスを提供しております。ただ、本町には3つのサービスを提供する事業所がなく、児童発達支援については近隣の小田原市、山北町、開成町にある施設を利用し、現在11名のお子さんが利用している状況でございます。

さて、議員の御質問にあります町の就学前の支援についてでございますが、発達障害は早期発見と早期療育の両輪での対応が求められます。本町では障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に規定する地域自立支援協議会を足柄上地区1市5町で共同設置しており、足柄上地域で暮らす方や障害児・者の方にとって暮らしやすい地域づくりを行っております。さらに、本会の下部組織であります子供に関する部会では、発達障害を含む障害児に関する課題の共有、関係機関とのネットワーク構築を図り、支援体制の充実にも取り組んでおります。

町といたしましても、お子さんの意思を尊重し、最善の利益を保障していくこと、障害のあるお子さんのいる御家族の支援を行うことが大切であると認識していることから、可能な限り就学前のお子様に住む地域、身近な場所で支援を受けられるよう、引き続き県西地域など医療機関、関係機関と連携し、児童一人一人に適切な支援を提供してまいります。以上でございます。

7 番 南 雲 御答弁ありがとうございました。最初の「COCOLOプラン」からの再質問を行わせていただきます。

全国の不登校の小・中学生は、令和3年度で24万5,000人となり、5年間で1.8倍となっています。文部科学省では令和5年3月31日に、誰一人取り残さな

い学びの保障を実現していこうと、不登校対策として「COCOLOプラン」を発表しました。子供や保護者の声を聞き、子供や保護者の立場に立ち、教員はじめ学校関係者とともに考え、ともに進めていく姿勢が求められています。

「COCOLOプラン」の中から順次伺っていきます。「COCOLOプラン」にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して保護者を支援すると明記されました。そこで、不登校の子供を支援していく上で、その保護者を支援していくことは重要であり、不登校の子供の保護者の会は非常に重要な役割を果たします。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、コーディネーターの役割を担っていただき、保護者であれば誰でも自由に参加できる不登校の子供の保護者の会を設置していく取組についてのお考えを伺います。

教 育 課 長 御質問ありがとうございます。不登校児の親をサポートするということで、「COCOLOプラン」の中にもですね、親を支援するというのは明記されているところでございます。ただ、不登校の原因も恐らくこれといって特定できるものではないという子たちもいると。様々だと思います。生徒一人一人の困り感というものにですね、寄り添って支援していくことを基本として、松田町のほうでも支援をしているところでございます。

現在、スクールカウンセラー2名体制で神奈川県の方から派遣されているんですけども、神奈川県教育委員会の方でも不登校相談会といった取組をしているところでございます。ただ、町単独ではですね、やはり親御さんの支援というのは、親同士の距離も近くてですね、なかなか話しにくい、繊細なこともあるのではないかとということで、やはりある程度の規模感を持った団体等がそういった親の支援には適しているのではないかとというふうに考えているところでございます。

一旦はスクールカウンセラーとか教師、先生からはですね、個別には支援するんですけども、親同士のつながりということであるのであれば、支援先の一つとして、例えば南足柄にNPO法人があるというのは承知しているところでございます。また、神奈川県の方では、やはり広域的な取組として、イン

ターネットを利用した「キミイロ」という、そういった支援サイト、不登校の児童・生徒の支援サイトがあるというふうにも聞いておりますので、そういった様々ある選択肢の中から必要に応じた情報提供を親のほうにはしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

7 番 南 雲 南足柄や県のほうで対応できるということで、承知いたしました。

それで、続きまして不登校の児童・生徒が今、ほほえみ教室に通室していますが、「COCOLOプラン」に校内教育支援センターの設置促進と明記されています。そこで、学校には来れるけど自分のクラスに入れない児童・生徒に対応として、落ち着いたフリースペースで自分に合ったペースで学習生活ができる環境の場所として、校内教育センターを設置していくということが挙げられていますが、その辺についてのお考えを伺います。

教 育 課 長 それでは、「COCOLOプラン」の中にですね、校内教育支援センター、スペシャルサポートルーム等の設置を積極的に推進というふうな、促進ですか、というふうに定められております。松田町におきましては、現在、名称コスモス教室というですね、やはりほほえみ教室に通うほどではない、学校には行けるんだけど、なかなか教室に入れないというようなお子様もいらっしゃるというふうに聞いています。その方たちのために、コスモス教室ということで、既に設置をさせていただいているところでございます。ちなみに、実績といたしまして、昨年度はですね、大体3名から4名の利用があったというふうに聞いております。以上でございます。

そのコスモス教室にはですね、学習支援員などが常駐をして、対応に当たっているというところでございます。以上でございます。

7 番 南 雲 コスモス教室というところが対応されているということで、承知いたしました。

先ほどの御答弁で、町では学習支援システムや学習クラウドを活用し、学校を休んでいる児童・生徒の学びを止めないため、課題を配付、提出するなどのやりとりを行っているということですが、「COCOLOプラン」に学校での授業を不登校の子供の自宅や教育支援センターに配信し、オンライン指導やテ

スト等も受けられるようにする。また、自宅や教育支援センターでの学びの結果が成績に反映されるようにすると明記されています。不登校の生徒の高校進学を支援するため、自宅や、先ほど言われたコスモスでしたっけ、コスモス教室での学びを確実に学校での成績に反映させることが重要だと思いますが、現状と今後の取組について伺います。

教 育 課 長 本来であれば教室で授業を受けて、それが成績等に反映される、また通知表等に反映されるというのが通常のものでございますが、やはり不登校児童、これだけ増えてまいりますと、その対応というのは全国統一のものが必要になってくるというところで、令和元年の10月にですね、文部科学省のほうから不登校児童・生徒への支援の在り方についてという通知が出されております。その中で、やはり多様な教育機会の確保ということで、ICT等を活用した場合にですね、学校への円滑な学校復帰が可能である、教室復帰が可能であると、有効適切と判断された場合には、出席扱いとされるという通知が出ております。こちらのほうですね、各学校のほうでも柔軟に運用させていただきまして、児童・生徒の可能性を広げるような対応をとっているところでございます。以上でございます。

7 番 南 雲 ありがとうございます。多様な学びの提供ということで、承知いたしました。小田急電鉄は学校以外の学びの場、オルタナティブスクールを9月に藤沢市にプレ開校すると発表しました。鉄道好きの不登校の子供たちを対象に、電車が動く仕組みや運転士の仕事、まちづくりを自由に学べる場を提供し、将来の自立を支援することを目指しています。将来的にはオンラインでも参加できるようにしていくそうです。中・高生時代に不登校だった2人の現役の20代の運転士さんが提案しました。そのうちの1人の運転士さんは、学校以外にも幼い頃から興味があった鉄道の世界があることに気づいたと言われております。この実体験をもとに、不登校の時間を好きなことに関わる時間として捉え、「好き」を突き進める楽しさを伝えたいと言います。不登校が増加傾向にあるということについては、子供たちの実態と学校との間に合っていないところがあるのではないかとも言われています。

町では、松田中学校では生徒が主役になる授業づくり、松田小学校は他者の意見を受入れ、折り合いをつけられるよう、温かな話し方や聞き方を大切に、寄小学校ではいろいろなつながりを大切にした授業づくりと、それぞれよく話し合われてテーマを作られたんだなど感じられます。こういったテーマで学びを深めていくことは、素晴らしい取組だと思います。日本の子供たちの自己肯定感の低さは、従来から大きな問題となって、不登校とも大きく関わっていると考えられています。そのためにも、子供たちが学びを選択でき、興味あることや好きなことを通じて学びを広めていけるような教育が必要だとも言われています。不登校の一人一人の子供に応じた多様な支援の取組をされていかれることを目指していくこと…取組をされていかれるとの御答弁でしたが、ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、気候変動の影響ということで、2点目の再質問に移らせていただきます。国内の熱中症死亡者は、近年では年間1,000人を超える年が頻発し、自然災害による死亡者数をはるかに上回っています。今後も地球温暖化が進み、町でも熱中症の被害の拡大が予想され、熱中症の発生の予防を一層強化する取組が必要と考えます。

暑さ指数（WBGT）は、熱中症を予防することを目的として、1954年にアメリカで提案された指標です。気温が同じでも、湿度が高いほうが熱中症にかかる率が高くなります。暑さ指数が嚴重警戒の28を超えると、熱中症患者が著しく増加することが過去のデータから分かっています。そのため、WBGTの認知度を上げていくことが大事だと思います。4日前に愛知県の修学旅行中の中学生が、大雨の影響で新幹線の運転が取りやめになり、先生が宿泊先を探していたところ、体調不良を訴え、36人が熱中症の疑いで緊急搬送されました。湿度が高くなった影響ではないかと思いました。

「広報まつだ」やホームページや回覧等で熱中症予防の情報発信がされていくとありますが、そのときにWBGTの認知度を上げるような何か湿度が、気温が同じでも湿度が高いほうが熱中症にかかりやすいというようなことを伝えていくことが大事だと思いますが、その点に対してのお考えを伺います。

安全防災担当室長 御質問にお答えします。WBGTというのは暑さ指数と言われるもので、町のほうでは熱中症警戒アラートというのを発しているんですけども、それは国の基準で、暑さが33以上というところで発します。じゃあ、そのWBGTというところを皆さんが正確に捉えているというのは、今ありましたとおり、まだまだ知識不足のところがあると考えています。環境省のホームページでは、神奈川県に5個観測点があつて、その観測点に対して、例えば駅前だとか、子供の指数だとか、それぞれがクリックすると出るようになっています。そういった環境省のホームページとか、新たに広報のところで、暑さ指数というのは温度と違うんだよというところを今後広報していきたいと考えています。以上です。

7 番 南 雲 次に、高齢者の熱中症に対する予防の取組について伺います。御答弁で、高齢者に対して町と介護事業者、また民生委員等、地域全体で連携して声かけをしていくとありますが、どのような声かけをされていくのか伺います。

福 祉 課 長 質問にお答えします。声かけということなんですけれども、こちらのほうには要支援者名簿というのがございまして、そちらの中にですね、それぞれの状況というのは書いてございます。その中で、必要と思われる方というのもあるかと思しますので、そういう方には民生委員さんを通じて声をかけていくというような形で、見守っていくという形でやっているということになりますので、よろしくをお願いします。

7 番 南 雲 私の今の質問は、内容をお伺いしたんですけど、どのようなことを声かけていくかという内容なんですけれども。

福 祉 課 長 内容ですね、そちらにつきましては、介護保険を利用されている方については、体調とかの確認ですね、状況がどうなのかというところの確認を、ケアマネージャーと町とが一緒になって確認をしていきます。あと、一般の方につきましては、先ほど言ったような要支援者名簿等を利用して、御訪問させていただいて、状況等の確認をやはりするような形になると思います。

町 長 違うよ。具体的にどういった声かけの内容、「気をつけてください」とか、何に気をつけてください。声かけの内容をお聞きになっているんだから。

福祉課長 すみません。申し訳ありません。そうしますと、熱中症ということもございますので、しっかり水分を摂っていただいて、クーラーがあるような御家庭でしたらクーラーをしっかり入れて、温度を調節してお過ごしくださいという形で、それぞれの家庭にお伝えしていきたいと考えております。

7 番南雲 ありがとうございます。今の御答弁にありましたのと、また併せて、電気料金が高騰する中でね、エアコンの利用を控える方が少なくないと思います。熱中症弱者の高齢者の方は、節約の意識が高いと思いますので、ちゅうちょなくエアコンの活用ができるように呼びかけをしていくことも大事だと思います。また、その際、エアコンの整備点検を促すことも大事だと思います。いざ使用したら、エアコンが動かないとか、フィルターが汚れていて部屋が冷えない等のトラブルが命に及ぶ危険があると思いますので、これらも併せてやっていただけたらと思います。

次に、クーリングシェルの設置について伺います。熱中症対策を強化する改正気候変動適用法が令和5年4月28日に成立しました。2024年以降、現行の警戒アラートの一段上に、熱中症特別警戒アラートを新設し、市町村は冷房を備えた公共施設や民間施設などをクーリングシェルとして指定し、特別警戒アラートが発表されれば一般公開することになりました。環境省によりますと、クーリングシェルの取組が既に全国の125自治体で進められているとのこと。近隣の秦野市では、昨年4月7日から…ごめんなさい。昨年の7月1日から9月30日まで取組が行われました。使用できる施設は、公共施設のほかイオンや郵便局、コンビニ等多くの施設があり、ポスターで主要施設を案内しています。東京都世田谷区では、東日本大震災をきっかけに、節電と夏の猛暑の対策として12年前から始め、「お休み処」という黄色いのぼりが目印で、毎年6月から9月まで、公共施設のほか250程度の施設を開放しています。町でもクーリングシェルの設置の取組を行ったらと思いますが、お考えを伺います。

安全防災担当室長 先ほどありました気候変動適用法の改正によります熱中症対策の推進、そこの中の一環というところで熱中症警戒情報の変更、特別情報の発布というのは

確認しております。特別情報というのが、じゃあ細部どういった温度で、どういった指数でなるかというのは、今後国と、国からの情報とか、また伝達手段を確認するところです。

そして、今御指摘がありました自治体の対応の中で、指定暑熱施設というところが公的な根拠になるというところで、まだ現在、松田町のほうでは実施はしておりませんが、秦野市等の状況を確認をいたしまして、この法令が実施される来年度までには内容を検討して、どのようなものを備えれば、暑熱施設、クーリングシェルターとして効果的なのかを含めまして検討していきたいと思っております。以上です。

7 番 南 雲 来年度からということでしたが、そんなにね、大規模にやらなくても、試験的にね、例えば今、お休み処新松田とかございますね。そういうところにね、やられたらいいかなと思っておりますが、どうでしょうか。

安全防災担当室長 検討したいと思います。

7 番 南 雲 次に、学校における子供の熱中症対策について伺います。熱中症対策として、小・中学校のエアコンの活用ですが、もし中学校の特別教室のエアコン設置が済み、この夏から使用できるようになれば、例年より消費電力量が増え、さらに電気代の値上げもあります。学校のエアコン使用の際の電気代の手当てが十分確保できるのか、またエアコン操作の管理体制はどうなっているのかを伺います。

教 育 課 長 この現在松田中学校のですね、大規模改修を予定しておりまして、順次進めているところでございます。エアコンのスイッチにつきましては、現在聞いているところでございますが、おおむね28度の室温になった場合にですね、教師の判断で、暑さ指数なども見ながらですね、スイッチを入れているというところでございます。ちょっと予算につきましては、今後どのくらい伸びるのかというのが現段階では想定がちょっとできないところもございますので、節電を促しながら、熱中症にならないような形で指導していきたいというふうに考えております。以上です。

7 番 南 雲 ありがとうございます。28度って、結構暑いような気がするんですけども。

またその辺は先生方が協議されるんでしょうか。

教 育 課 長 28度というところがですね、何か根拠があるのかといたら、なかなか明確なものがないというふうに私のほうでは認識はしております。ただし、先ほども話題になりました暑さ指数、WBGTですか、をですね、指標として、教師のほうはですね、常に温度と湿度が分かるような、携帯型のものを携行して、またその暑さ指数の判断となる表のほうですね、表のほうも持っておりますので、それを見ながら、あまりにも湿度が高いようであれば、当然26度であってもエアコンを入れるというふうな、そういった柔軟な対応をしているというところがございます。以上でございます。

7 番 南 雲 承知いたしました。奈良県の生駒市では、中学校の運動部部活の練習中において、1年生男子生徒が熱中症により死亡したことを重く受け止め、熱中症予防対応マニュアルを作成しました。町では現在、松田町立学校熱中症予防ガイドラインが策定されています。今年度から休日の部活動が段階的に地域移行となりますが、部活動の地域移行に備えるためにも、ガイドラインより具体的となる熱中症予防対応マニュアルを作成したらと考えますが、お考えを伺います。

教 育 課 長 やはり運動会ですとか屋外のスポーツ、屋内でもそうですけれども、やはりスポーツするときにはですね、熱中症、細心の注意を払って指導をしていく必要がございます。環境省、文部科学省のほうから出ました熱中症対策ガイドライン作成の手引に基づきまして、学校のほうではですね、危機管理マニュアルというものを備えております。その中で、ちょっと繰り返しになりますけれども、熱中症対策にも規定されております。その中で暑さ指数に応じた適切な水分補給であるとか、こまめな休憩、そういったものもマニュアル化されておりますので、それに基づきまして実施をしているところがございます。今後予定される地域部活動の、部活動の地域移行につきましてもですね、そういったものをしっかりと引き継ぎながら、情報共有しながらやっていくというのは必須なところがございます。以上でございます。

7 番 南 雲 よろしく願いいたします。熱中症の警戒情報アラートが発令されたときに、各学校の実情に合わせて対応方法を検討していくことが望まれていますが、対

応は現在どのようになっているのか伺います。

教 育 課 長 熱中症アラートが発令された場合の対応ということでよろしいでしょうか。そちらにつきましても、危機管理マニュアルの中に熱中症アラートが発令された場合にはこういうふうにするみたいなものは当然あります。予防と、また未然の部分と、あと事後の対策ですね、そういったものも危機管理マニュアルの中に細かく規定されておりますので、仮に生徒が倒れたとかいったときに、どういふふうに対応したらいいとか、そういったところ辺までですね、規定をされているところでございます。以上でございます。

7 番 南 雲 例えば体育の授業とかが、状況によってはメニューを変えるとか、そういった対応が望まれると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。発達障害者支援法は2004年に制定され、2016年に改正されています。この法律ができるまでは、発達障害者への支援を明確にした法制度がなく、身体障害、精神障害、知的障害のどれとも違うため、適切な支援が受けられなかった経緯があります。発達障害者支援法の目的は、早期発見とそれに伴う早期支援の体制を地方自治体に推進されることとあります。社会で生きていくためには、社会性やコミュニケーションが必要となります。発達障害のある子供は、それが苦手なため、幼稚園や小学校などの集団に入ると、様々な問題や困難に直面することになります。障害が理解され、適切なサポートがされないと、学校に行くことがストレスとなり、不登校や引きこもりなど二次障害につながる場合もあります。発達障害のある子供が自分らしく成長できるようにするためには、発達障害に早く気づき、その子に合ったサポートをしていくことが大切だと言われます。現在、町の健診等で発達に心配された子供には、ひよこ教室やパンダ教室につながられていると思いますが、この周知が調べてみましたが、ホームページにも子ども・子育て支援事業計画にも掲載されていませんが、周知はどのようにされているのでしょうか。

子育て健康課長 パンダ教室、ひよこ教室の周知につきましては、健診の中で健診していただいた方に対して、保健師ですとか保育士の方ですね、そういった健診の中で

すね、気づいた、お子様に気づいた方に対しては、ひよこ教室、パンダ教室のほうを御案内させていただいております。

7 番 南 雲 健診の後、お子さんの発達等が御心配になって、支援がどういうところにあるというのが分かれば、例えば子育て健康課に御相談の連絡とか行くと思うんですけれども、何にもないとちょっと御心配のまま過ごされちゃわないかなという、ちょっと懸念があるんですけれども、その辺に対してのお考えはどうでしょうか。

子育て健康課長 おっしゃられるとおり、健診の中でですね、例えば問題というか、症状があるお子様に対しては、なるべくですね、町のほうから健診の際に、お子様に対して相談とかですね、逆に親御さんのほうから相談していただく場合もあります、気づかれない方もいらっしゃるので、その子に対しては親御さんにですね、よくそこら辺の状況を説明させていただいて、それで相談させていただいております。

7 番 南 雲 引き続き手厚い御対応をよろしく願いいたします。

松田町では以前、幼児発達支援教室を1市5町で運営していたひまわり訓練会がありました。ひまわり訓練会がなくなった後のフォローアップ教室として、ひよこ教室やパンダ教室ができたと思いますが、どのような教室なのか、教室の内容をもう少し詳しく伺いたいと思います。

子育て健康課長 それでは、パンダ教室、ひよこ教室、どのような教室なのかという御質問ですが、まず目的としましては、お子様の特性に応じて、育児に関して適切な情報提供をしまして、健やかに安定した育児が行えるように支援するような教室です。

親子で一緒に体験することによって、教室で行った遊びなどですね、家庭に戻ってから、また親子で一緒に楽しんだり、声かけのこつとかですね、遊び方などを育児していくヒントになるような、様々なこの教室を通じてですね、活動してですね、その教室の中で遊びを通して、子供が持っている力とか身の回りのことができる力を伸ばせるよう、教室の中でお手伝いをさせていただいているのが目的でございます。

対象者の方については、言葉のおくれですとか、人に関心が薄いお子様、集団にうまく適応できない、多動などの症状があるお子様などが対象でやっております。

7 番 南 雲 発達障害は十人十色で、その子供の特性を理解して、日常生活や社会での過ごし方を工夫することで、持っている力を生かしていけると言われています。そのためには、ひよこ教室やパンダ教室での関わりから、子供の特性を理解し、幼稚園や保育園の通園または小学校の通学につなげていくことが重要だと考えます。教室での先生との関わる時間が多いほど、子供の特性の理解が深まると思いますが、今の時間というか、どのぐらいのサイクルで行われているか伺います。

子育て健康課長 教室の回数でよろしいですか。

7 番 南 雲 ごめんなさい。1回のお時間と、どのぐらいの頻度か。

子育て健康課長 1回の時間につきましては、1回当たり1時間程度の教室を開催しております。

7 番 南 雲 月に何回。

子育て健康課長 月にですね、パンダ教室については月に2回、ひよこ教室は月に1回開催しております。両方とも1回当たり1時間の教室で開催しております。

7 番 南 雲 ちょっと少ないかなという気がいたします。先日、南足柄市の障害児通園施設のかまさん教室を視察させていただきました。パンフレットには、南足柄市在住の未就学児童に対して、お子さんの得意なこと、好きなことを尊重しながら、意欲的に活動に参加できることを大切にしています。また、日々のお子さんの成長を御家族と共有し、寄り添いながら考え、地域の保育・教育等を受けられるよう、切れ目のない支援の提供を行いますと掲載されています。手が届いていて、3人の保育士さんが支援し、子供は10人までとなっています。できたことがあると、すごく褒めてあげて、自信をつけてあげてを大事にしているとおっしゃっていました。活動日は、未就園児は土曜日から日曜日以外の9時半から1時までで、就園児は火・木・金の2時半から4時半までで、未就学園児を見させていただきましたが、当日はボランティアの方も3人いら

していただいて、本当に充実したお教室だなと感じました。保護者の方も、預けてのそのまま預けられて帰られていて、保護者との面談もされているそうです。この施設ができたきっかけは、保護者から早く支援を始めたほうがいいという要望があったからだそうです。小学校の先生も見学に来られるそうです。

南足柄市のくまさん教室では、未就園が…就園児が通園しながら、この施設を利用しています。松田町で3歳児健診を幼稚園入園直前に受けた場合、発達に御心配があっても、ひよこ教室やパンダ教室の利用につながらなく、そのまま幼稚園の入園となってしまうと思います。このひよこ教室やパンダ教室に通園しながら利用できるようにしたら、一人一人の状況が理解されながら、適切なサポートを受け、小学校の入学につなげられていくと思いますが、その辺のお考えを伺います。

子育て健康課長 就園されているお子様に対しての教室の参加ということで、町のほうではですね、パンダ教室、ひよこ教室は、1歳から3歳児の、その健診の際に気がついた方に対して、主にそういう御案内をさせていただいているんですけども、特に就園されて、幼稚園に通われながらパンダ教室とかひよこ教室、参加希望される方についても受け入れてですね、その教室のほうを参加していただくような形をとっております。

7 番 南 雲 承知いたしました。御答弁に、可能な限り就学前のお子さんが住む地域、身近な場所で支援を受けられるようにしていくとありましたが、お子さんを預けて働ける支援施設が、現在大井町と松田町にはありません。南足柄市のくまさん教室のような、子供さんの特性を理解し、寄り添っていけるような支援施設を広域で考えられたらと思いますが、お考えを伺います。

福 祉 課 長 御質問の件なんですけれども、議員さんがおっしゃっているくまさん教室なんですけれども、こちらについては障害福祉サービスのほうのですね、児童発達支援のサービスになるかと思います。こちらにつきましてはですね、確かに大井町、松田町にはございませんで、松田町の利用しているお子様たちもですね、小田原、開成、山北の施設を御利用しているという状況になります。そして、この施設をですね、5町でということなんですけれども、この施設を造る

に当たってなんですけれども、やはり人材の確保がなかなか難しいということ
を伺っております。特にですね、この施設を造るに当たってですね、管理者に
なる方の資格というのがですね、かなり持っている方が少ないということで、
その管理者をまず見つけるというところがですね、なかなか今、この現状です
ね、難しい状況であるということ伺っております。以上です。

7 番 南 雲 確かにくまさん教室のときも、委託先をプロポーザルで募集したところ、1
事業所だけだったということで伺っています。やはり、でも粘り強くね、ちょ
っと心がけていただきたいなという思いがいたします。ラジオで、当たり前が
できなくてもいい、障害は個性で、大人はその子供のそのままだと大好きだと子
供に思わせ、しっかり抱きしめてあげることが大事だと言われていました。一
人一人それぞれに適切なサポートがなされ、子供がその子らしく成長できるよ
うにさせていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わりにいたしま
す。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第5号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。14時50分より再開いたします。 (14時37分)